

マンモグラフィ単独検診にむけて 「鳥取県乳がん検診実施に係る手引き」の改正を検討

鳥取県生活習慣病検診等管理指導協議会乳がん部会
鳥取県健康対策協議会乳がん対策専門委員会

- 日 時 平成28年8月27日（土） 午後1時45分～午後3時30分
- 場 所 鳥取県健康会館 鳥取市戎町
- 出席者 28人
魚谷会長、廣岡部会長、山口委員長
大久保・岡田・尾崎・工藤・小林・角・瀬川・椿・長井・林・村上・村田・
米原各委員
オブザーバー：濱橋鳥取市保健師、河上岩美町保健師、西村八頭町副主幹
大谷北栄町保健師、永野米子市主幹、後藤米子市主任
県健康政策課がん・生活習慣病対策室：米田課長補佐、蔵内課長補佐
岡田保健師
健対協事務局：谷口事務局長、岩垣係長、田中係長

【概要】

○昨年度の会議において、国の指針にもとづき、本県の扱いを協議したところ、平成29年度から国の指針に沿って、検診項目については、問診及び乳房エックス線検査とすることとなった。よって、この度、「鳥取県乳がん検診実施に係る手引き」改正案が提案され、協議した。技師が乳房の異常所見を見つけた場合は、そのコメントを記載することを盛り込む方向となったが、運営については、技師会の意見も聞いた上で、講習会等を開催して周知することとなった。

また、受診票、乳がん精密検査紹介状の改正案も示されたが、細かい点の修正については読影委員、検診医等の意見を伺い、9月中に改正案を取りまとめることとなった。

○「鳥取県乳がん検診実施に係る手引き」改

正に伴い、「鳥取県乳がん医療機関検診一次検診医登録実施要綱」は平成29年3月31日をもって廃止することが正式に決定した。

○県民に視触診が廃止されること、自己触診の重要性の啓発を含めた広報は行われているかという質問があった。これについては、県健康政策課で広報案を作成していただくこととなった。

○乳がん検診発見例の精査・治療における偶発例の報告については、乳がん検診精密検査登録医療機関を対象に、偶発例が発症した都度、報告していただくよう体制が提案され、報告様式例が示された。協議の結果、提案された内容は筋で承認されたが、報告様式等についてご意見があれば冬部会で再度検討することとなった。

○健対協においては県の委託事業として、マンモグラフィ読影委員の読影認定医（Aま

たはB評価に限る。)の資格更新に必要な費用の一部を助成することとなった。今年度の予算は15人分の助成費用を計上している。

○ある共済組合においては、20歳代、30歳代にマンモグラフィ検診を実施しているところがある。厚生労働省は、自覚症状がない20歳代、30歳代に対しては医療用放射線被曝による不利益があることよりマンモグラフィ検診を推奨しておらず、家族にがん患者があり、自分もがんに罹るのではないかという不安をお持ちで検診を希望される方には、任意型検診として超音波エコー検査等が推奨されていることを、県健康政策課より、別途、保険者協議会において、伝えていただくこととなった。

挨拶（要旨）

〈魚谷会長〉

皆様には、平素より健対協事業にご尽力頂きまして、改めて御礼申し上げます。

今年の2月の会議にて、マンモグラフィ単独検診で行う方向性が示されました。

これに伴い、本日は、検診手引きの改正、一次検診医登録実施要綱の廃止等について協議を行うこととなっています。

本日の新日本海新聞に鳥取県のがん死亡率が全国ワースト3と掲載され、遺憾に思っています。どのがん検診事業においても受診率を高めることと精度管理の向上を行っていくことが、がんの予防、そして治療効果に大きく寄与していくと思います。乳がん検診においても、より一層充実した検診になりますよう活発なご議論をお願いします。

〈廣岡部会長〉

皆さまには、平素より乳がん検診事業に多大なるご協力、ご支援を賜り、誠にありがとうございます。

視触診の廃止に関連して、手引の改正、精度管理の2点が重要な問題となっているので、ご討議願います。

〈山口委員長〉

日頃の乳がん検診につきましては、ご協力賜わり、ありがとうございます。本日は、来年度の視触診の廃止に向けて、話し合わなくてはならない点がいくつかある。視触診が廃止されて、乳がん検診の精度が落ちないようにしっかりと乳がん検診を行っていかねばならないので、ご活発なご意見ををお願いします。

報告事項

1. 平成27年度乳がん検診マンモグラフィ読影委員会開催状況について

東部（山口委員長）－東部医師会館を会場にして、週2回読影会を開催した。計126回開催し、1回の平均読影件数は35件であった。5市町を対象に8医療機関で撮影された写真4,395件の読影を行い、CAT3以上の要精検率は4.2%であった。比較読影件数は2,640件（60.1%）であった。読影委員の精度管理を目的として、興味のある検診症例の画像を持ち寄っての症例検討会を1月18日と2月10日に開催した。また、読影委員会は3月14日に開催した。

中部（林委員長）－中部読影会場にて、週1回読影を行った。計38回開催し、1回の平均読影件数は32件であった。6市町を対象に5医療機関で撮影された写真1,202件の読影を行い、CAT3以上の要精検率は8.98%で、少し高めであるが、以前に比べると下がっている。比較読影件数は687件（57.15%）であった。3月3日に従事者講習会を行い、平成26年度中部地区検診実績報告、症例検討を行った。

西部（廣岡委員長）－西部医師会館を会場にして、週2回読影を行い、計49回開催、1回の平均読影件数は34件であった。4市町を対象に1医療機関で撮影された写真1,652件の読影を行い、

CAT3が123件（7.45%）、CAT4が16件（0.97%）、CAT5が1件（0.06%）で、要精検率は8.5%であった。比較読影件数は1,178件（71.3%）であった。その他の6医療機関においては、院内読影をされている。

読影委員会は4月に開催し、村田先生のミニレクチャー、今後の方針の周知徹底等を行った。また、平成28年3月17日に症例検討を行った。

2. MMG読影医の資格更新費用助成について要綱等の制定について：

岩垣鳥取県健康対策協議会事務局係長

国の指針が一部改正され、平成28年度より乳がん検診がマンモグラフィ単独検診へ移行することに伴い、これまで以上に読影の質の確保が求められることから、このたび、健対協においては県の委託事業として、マンモグラフィ読影委員の読影認定医（AまたはB評価に限る。）の資格更新に必要な費用の一部を助成することとなったので、6月に読影委員会委員に周知した。

日本乳がん検診精度管理中央機構の更新講習会を受講され、費用助成を希望される方の申請書は随時受付している。今年度の予算は15人分の助成費用を計上している。

廣岡部会長より、現在C評価の方が、ランクアップの講習会を受けた場合は、どのような助成があるのかという質問があった。

C評価の方が、ランクアップの講習会を受けた場合には、別の新規取得補助制度の対象としており、病院を通して申し込みしていただくこととなっているので、その制度を利用していただきたいと県健康政策課より話があった。

3. その他

(1) 廣岡部会長より、平成26年度の視触診のみで発見された乳がん7症例を廣岡部会長と山口委員長で見直しがなされた結果、2例はマンモグラフィ読影の見逃し例で、その他の症例は、dense breastで判定困難、記載間違い、MMG

見直しをおこなっても、腫瘍陰影が認めない症例であった。この結果から、今後の対策としては、マンモグラフィ読影の精度管理を強化し、読影講習会を継続して開催する必要があると思われる。また、視触診がなくなるため、撮影技師が気づいた点を記入してもらうことも必要と考えるという報告があった。

村田委員からは、dense breastの場合、マンモグラフィでは発見ができない乳がんのタイプがあることを受診者に広く理解していただくことから始めることが必要という話があった。

(2) 廣岡部会長より、鳥取県のプロセス指標を乳がん検診学会に報告してはどうかという話があり、今後、報告することとなった。

(3) 平成27年度鳥取県保健事業団の乳がん検診実施状況について、大久保委員より報告があった。読影件数は東部3,613件で、要精検率5.26%、中部3,345件で、要精検率4.78%、西部2,287件で、要精検率10.01%であった。西部の要精検率は、平成26年度は約6%だったが、平成27年度は他の地区に比べ高かった。

また、東部、中部読影委員会においては、地区外の読影をしていただいている。読影委員からは、地区外の読影をなぜしないといけなのかという声もあるが、鳥取県保健事業団実施分については、全県で対応していただくようお願いしているので、ご理解いただきたいという話があった。

協議事項

1. 「鳥取県乳がん検診実施に係る手引き」の改正について

昨年度の会議において、国の指針にもとづき、本県の扱いを協議したところ、平成29年度から国の指針に沿って、検診項目については、問診及び乳房エックス線検査とする。

また、平成28年の夏部会において「鳥取県乳がん検診実施に係る手引き」改正案を示し、平成28年度中に手引の改正を行うこととなった。

主な改正案は以下のとおり示された。

1 実施方法

検査項目は、問診並びに乳房エックス線検査とする。

(2) 乳房エックス線フィルムの読影

ア 乳房エックス線フィルムの撮影

(ア) 撮影方法

内外斜位方向の一方方向撮影とする。

なお、40歳以上50歳未満の対象者、および乳房切除後などで片側の乳房撮影を行う対象者については、内外斜位方向撮影とともに、頭尾方向撮影も併せて行う。

また、マンモグラフィを撮影した技師が乳房の異常所見を見つけた場合は、そのコメントを記載することができる。

(6) 検診結果の区分

乳房エックス線検査で乳がんを否定できない場合を「要精密検査」、それ以外の者を「異常なし」と区分する。

改正案について、以下の意見があった。

- ・dense breastや乳房温存術後の方についてはどのような取扱いにするのか。

村田委員からは、ガイドラインにおいては、乳房温存療法後の方については、個別検診が望ましいとなっている。また、10年間ぐらいは手術した医療機関でフォローされると思う。

ただ、医療機関に何十年もかかるということとは出来ないのでは、また、今後増えてくると思われるので、dense breastと併せて、検討事項として挙げておいた方がいいのではないかという意見だった。

よって、「ただし、乳房温存療法後並びにdense breastの対象者も内外斜位方向撮影と

ともに、頭尾方向撮影も併せて行うことを今後検討していく。」一文を手引に入れることとなった。

- ・また、技師が乳房の異常所見を見つけた場合は、そのコメントを記載することを盛り込むことについては以下の意見があった。

マンモグラフィ所見が異常なしで、技師のコメントがあった場合、どこまで総合判定に反映させるのか難しい面もある。また、運営にあたっては、技師会、読影委員を対象とした勉強会を行う必要がある。

よって、手引に盛り込む方向となったが、運営については、技師会の意見も聞いた上で、講習会等を開催して周知することとなった。

- ・受診票、乳がん精密検査紹介状の改正案も示されたが、細かい点の修正については、読影委員、検診医等の意見を伺い、9月中に改正案を取りまとめることとなった。

2. 「鳥取県乳がん医療機関検診一次検診医登録実施要綱」の廃止について

「鳥取県乳がん検診実施に係る手引き」改正に伴い、本要綱は平成29年3月31日をもって廃止することが正式に決定した。

これについては、一次検診登録医には、6月28日付けで周知した。

3. 乳がん検診発見例の精査・治療における偶発例の報告について

平成28年3月10日開催の総合部会において、がん検診の精度向上を図るため、一次検診、精密検査医療機関より、検診における不利益としての「精査・治療における重篤な偶発例」報告体制を構築することとなり、今後、報告様式、県、市町村への情報提供の流れ等について、各部会でも協議し、委員の意見交換を行っていくこととなった。

岡田委員より、乳がん検診精密検査登録医療機

関を対象に、偶発例が発症した都度、報告していただくよう体制が提案され、報告様式例が示された。

また、その都度の報告は中々難しいと思われるので、各がん検診精密検査登録医療機関の3年1回の登録更新時に過去3年間の偶発例報告の有無と症例数について報告していただくことの提案もあり、精密検査医療機関登録届出書様式の一部変更が示された。

協議の結果、提案された内容は大筋で承認されたが、報告様式等についてご意見があれば冬部会で再度検討することとなった。

4. その他

・ある共済組合においては、20歳代、30歳代にマンモグラフィ検診を実施しているところがある。

厚生労働省は、自覚症状がない20歳代、30歳

代に対しては医療用放射線被曝による不利益があることよりマンモグラフィ検診を推奨しておらず、家族にがん患者があり、自分もがんに罹るのではないかという不安から検診を希望される方には、任意型検診として超音波エコー検査等が推奨されていることを伝える必要があるという話があった。

これについては、県健康政策課より、別途、保険者協議会等の機会に、上記の内容を伝えるとのことだった。

・県民に視触診が廃止されること、自己触診の重要性の啓発を含めた広報は行われているかという質問があった。これについては、県健康政策課で広報案を作成していただくこととなった。また、広報文に視触診を廃止して、なぜ、マンモグラフィ検査が良いのかという説明をわかりやすく入れて、受診勧奨につながるような内容にしていきたいという意見もあった。

乳がん検診従事者講習会及び第24回鳥取県検診発見乳がん症例検討会

日 時 平成28年8月27日（土）

午後4時～午後6時

場 所 鳥取県健康会館 鳥取市戎町

出席者 41名

（医師：31名、保健師：9名、放射線技師：1名）

岡田克夫先生の司会により進行。

講 演

鳥取県健康対策協議会乳がん対策専門委員会委員長 山口由美先生の座長により、浜田医療センター乳腺科部長 吉川和明先生による「読影者に必要な精度管理状況」の講演があった。

第24回鳥取県検診発見乳がん症例検討会

鳥取県生活習慣病検診等管理指導協議会乳がん部会長 廣岡保明先生の司会により3症例を報告して頂き、検討を行った。

1) 東部症例（1例）：鳥取赤十字病院

山口由美先生

2) 中部症例（1例）：鳥取県立厚生病院

児玉 渉先生

3) 西部症例（2例）：鳥大医学部

廣岡保明先生

自己触診の啓発指導研修

講師：鳥取大学医学部附属病院胸部外科診療科群 特任教授 村田陽子先生